IPA
INFORMATION-TECHNOLOGY PROMOTION AGENCY, JAPAN

プレスリリース
2008 年 2 月 28 日
独立行政法人 情報処理推進機構

「ウェブサイト運営者のための脆弱性対応ガイド」などを公開

独立行政法人 情報処理推進機構（略称：IPA、理事長：藤原 武平太）は、ソフトウェア製品やウェブサイトのセキュリティ対策などを推進するため、「ウェブサイト運営者のための脆弱性対応ガイド」を含む報告書をとりまとめ、2008 年 2 月 28 日（木）より、IPA のウェブサイトで公開しました。
（URL： http://www.ipa.go.jp/security/fy19/reports/vuln_handling/index.html ）
本ガイドは、「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する研究会」（座長：土居 範久 中央大学教授）において、昨年 7 月から行われた検討の成果です。

IPA では、IPA から脆弱性に関して通知を行ったウェブサイト運営者や、情報システムの構築事業者、セキュリティに関する有識者など 16 組織に対して、昨年 9 月から本年 1 月までにヒアリングを行い、ウェブサイトの脆弱性対策を促進する上での課題を抽出しました。

このヒアリングにおいて、一部のウェブサイト運営者は情報システムの脆弱性対策について、ウイルス・不正アクセス対策などの他の情報セキュリティ対策と比べて関心が高くない、脆弱性を放置した場合にウェブサイトで起こる可能性のある情報漏えいやフィッシング詐欺などの具体的な危険性を認識していない、実際に脆弱性が見つかった場合の対応手順が整理されていない、などの問題点が浮き彫りとなりました。また、セキュリティ対策に関心が高い運営者であっても、IPA から脆弱性の通知を受けるまで、「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップ」を認知していなかったケースがありました。一方、有識者へのヒアリングでは、ウェブサイト運営の責任を担う層に脆弱性を放置した場合の危機感が薄いことを懸念する指摘がありました。

このような問題に対応するため、「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する研究会」では、ウェブサイト運営の意思決定者（経営層を含む）や、組織内のウェブサイト技術者、及びシステム構築事業者と協力しながら脆弱性の確認や修正作業を行う担当者に向けて、ウェブサイトの脆弱性対策の促進と「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップ」の普及を図るため、「ウェブサイト運営者のための脆弱性対応ガイド」を作成しました。

本ガイドは、ウェブサイトの脆弱性がもたらす具体的なトラブルや運営者に問われる責任、ウェブサイトに求められる継続的な対策、脆弱性が見つかった場合の対応手順などを概説し、実際に脆弱性に関する通知を受けた場合の望ましい対応手順を脆弱性対応マニュアルとしてまとめました。また、巻末には「脆弱性について通知を受けた場合の作業チェックリスト」を付与しました。本ガイドが、関係者の方々にとって、脆弱性対応に向けた体制の検討や、実際の対応の際の参考となることを期待しています。

■資料のダウンロード
http://www.ipa.go.jp/security/fy19/reports/vuln_handling/index.html

本ガイドは、脆弱性関連情報の適切な流通により、コンピュータ不正アクセス、コンピュータウイルスなどによる被害発生を抑制するために、関係者に推奨する行為をとりまとめたガイドライン「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップガイドライン」の一部とする予定です。

■ 本件に関するお問い合わせ先
独立行政法人 情報処理推進機構 セキュリティセンター 山岸／渡辺
Tel: 03-5978-7527 Fax: 03-5978-7518 E-mail: vuln-inq@ipa.go.jp
■ 報道関係からのお問い合わせ先
独立行政法人 情報処理推進機構 戦略企画部広報グループ 横山／佐々木
Tel: 03-5978-7503 Fax:03-5978-7510 E-mail: pr-inq@ipa.go.jp

別添

「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する研究会」報告書について

■ 報告書の主旨及び目的

グローバルネットワークが社会･経済を支えている現在、我が国の安全性・信頼性を高めるためには、国内にとどまらず、国際的な連携が不可欠である点が挙げられます。

その一方、国内で利用される日本製ソフトウェア製品でも脆弱性の発見が相次いだほか、ウェブサイトにおいても、クロスサイト・スクリプティングや SQL インジェクション等の脆弱性が多数発見・届出されており、攻撃を受けるケースも後を絶たちません。

このような状況において、「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップ」は、脆弱性関連情報の取扱い・公表という従来の役割はもちろん、我が国の企業等に向けて脆弱性対策に係る周知・啓発を推進する役割も期待されています。

本報告書は、「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する研究会」が、そうした先導役としての社会的ニーズを踏まえ、具体的なアプローチや課題、啓発ツール等について議論し、今後の情報セキュリティ早期警戒パートナーシップの目指す方向性を示すものとしてとりまとめたものです。

■ 報告書の構成（目次）

■報告書のダウンロード

http://www.ipa.go.jp/security/fy19/reports/vuln_handling/index.html